

令和6年度 水田活用の直接支払交付金について

令和6年7月時点

■交付対象者 交付対象水田※において、販売目的※の交付対象作物を生産する農家・集落営農組織等

※たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外です。

また、令和9年度以降は、過去5年間に一度も水張をしていない農地は交付対象外になります。

※実績報告として、出荷・販売を確認できる書類を提出していただきます。

販売を行わなかった場合や、出荷・販売状況を確認できる書類が提出できない場合、交付金の取り下げや返納が発生します。

水田活用の直接支払交付金の単価表（10a当たり/基幹作物：支援対象面積1a以上）

支援内容	対象作物	単価（円/10a）	交付要件
生産性向上取組支援	大豆	12,000	以下の要件のうち、3つ以上の要件を満たすこと ①1ha以上の団地化の実施 ②ブロックローテーションの実施 ③作付け品種を「里のほほえみ」又は「エンレイ」にする ④下記の排水対策のいずれかを行うこと ⑤土壌診断を踏まえた施肥・土づくり
生産コスト低減取組支援 （直播栽培）	加工用米 新市場開拓米 飼料用米 米粉用米	3,000	加工用米取組計画または新規需要米取組計画の認定を受けていること 直播栽培を50a以上行っていること
生産拡大支援（振興作物）	野菜・果樹(※1)	12,000	出荷・販売を行っていること
生産拡大支援（えだまめ）	えだまめ	20,000	出荷・販売を行っていること 作付けを3a以上行っていること
生産コスト低減取組支援 （機械化一貫栽培）	たまねぎ	30,000	たまねぎを機械化一貫体系で栽培していること
安定生産支援	加工用米	6,000	加工用米取組計画の認定を受けていること 令和4年、令和5年、令和6年に3年以上の複数年契約を結んでいること 又は、別紙に定める低コスト生産技術のうち、2つ以上に取り組むこと
低コスト生産支援	新市場開拓米	6,000	新規需要米取組計画の認定を受けていること 別紙に定める低コスト生産技術のうち、2つ以上に取り組むこと
生産性向上支援	WCS用稲	3,000	新規需要米取組計画の認定を受けていること 別紙に定める低コスト生産技術のうち、2つ以上に取り組むこと
生産性向上支援	飼料作物	3,000	新規需要米取組計画の認定を受けていること 別紙に定める低コスト生産技術のうち、2つ以上に取り組むこと
拡大支援	高収益作物(※1)	25,000	前年度から増加面積に応じて支援 出荷・販売を行っていること
作付支援	新市場開拓米 (※2)	20,000	新規需要米取組計画の認定を受けていること
複数年契約支援	新市場開拓米	10,000	新規需要米取組計画の認定を受けていること 令和6年に3年以上の複数年契約を結んでいること コメ新市場開拓等促進事業の対象となっていること
作付支援	そば・なたね (※3)	20,000	出荷・販売を行っていること

※1：＜対象作物＞たまねぎ、えだまめ、なす、長ねぎ、きゅうり、さといも、キャベツ、トマト、アスパラガス、ブロッコリー、いちじく

※2：コメ新市場開拓等促進事業対象面積との重複支援は不可

※3：景観形成作物そばは対象外